

# B's 事務所通信

5

May

2013

発行:びいず社労士FP事務所

〒466-0058 名古屋市昭和区白金 3-20-2

TEL 052-881-0404 FAX 052-881-0440 email :info@b-z.jp

発行日:2013年5月1日 通巻 46号

## 最新情報

## 雇用者を1人増やすと40万円の税額控除を受けられます！

適用年度中(平成25年4月1日~平成26年3月31日までの期間内に始まる各事業年度。個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)に、雇用者数を5人以上(中小企業は2人以上)かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした事業主は、法人税(個人事業主の場合は所得税)の税額控除の適用が受けられる制度があります。

その控除額が、今年4月より、「雇用者一人につき20万円」から「雇用者一人につき40万円の税額控除」と増額されました。

※ただし、当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度です。



### ●対象となる事業主の要件●

■青色申告書を提出する事業主であること

■適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者 ※ がないこと

※雇用保険一般被保険者および高年齢継続被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。

■適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業 ※1 の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加 ※2 させていること

※1 中小企業とは以下のいずれかを指します。

・資本金1億円以下の法人

・資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人

※2 雇用者増加数は、適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差です。

■適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額 ※ 以上であること

※ 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + (前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%)

■風俗営業等 ※を営む事業主ではないこと

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など)

### ●適用の要件●

■適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

利益の出ている会社にとっては、1人40万円の税額控除は大きいものです。今年、すでに複数名の採用が決まっている場合は、ご相談いただけたらと思います。雇用促進計画作成代行も承ります。

## 今年の就職企業人気ランキングは？

### ◆約 1 万 8,000 人の大学生が回答

株式会社マイナビから、1978 年から実施している「大学生就職企業人気ランキング」（有効回答数：17,725 名）の上位 100 社が発表されました。

今年の特徴として、文系では、旅行会社・航空会社などの人気が不動である他、金融業界が全体的に上昇しました。理系では、大学での専攻を活かせる企業を選ぶ傾向が見られました。

### ◆文系のベスト 10

文系の上位 10 社は次の通りです。なお、【 】は前年の順位です。

- (1) JTBグループ【1】
- (2) 全日本空輸（ANA）【2】
- (3) エイチ・アイ・エス【6】
- (4) 電通【4】
- (5) 三菱東京UFJ銀行【5】
- (6) オリエンタルランド【3】
- (7) JR東日本【10】
- (8) 日本航空（JAL）【ランク外】
- (9) Plan・Do・See【18】
- (10) 東京海上日動火災保険【20】

### ◆理系のベスト 10

- (1) JR東日本【7】
- (2) カゴメ【3】
- (3) 旭化成グループ【8】
- (4) 資生堂【5】
- (5) 明治グループ【1】
- (6) 味の素【8】
- (7) トヨタ自動車【6】
- (8) 三菱重工業【12】
- (9) 東芝【2】
- (10) NTTデータ【22】

### ◆就職企業を選択する理由

これらの企業を選んだ理由としては、上位から「やりたい仕事ができそう」「安定している」「業界上位である」「社風が良い」「給与・待遇が良い」となっています。

## 厳しくなる不正受給対策

### ◆基本手当の不正受給の実態

雇用保険の基本手当は、労働の意欲および能力を有

しながら働くことができずに、求職活動を行っている方の生活の安定と早期再就職を促進するための給付ですが、いわゆる「不正受給」に当たるケースがあることが確認されています。厚生労働省の発表によると、2005年から2009年までの間に4万件超の不正が確認されていますが、氷山の一角に過ぎないとも言われています。

基本手当等の給付は、被保険者等が負担する保険料によって賄われているものです。当然、同省もこのようなケースを見過ごすことはできず、法改正等の対応により対策を講じており、件数が減少する傾向になっていましたが、リーマンショックの影響があった2009年度は前年度比で20%近く件数が増えています。

### ◆不正受給対策の内容

不正受給で多いケースは、基本手当を受給しているにもかかわらず、求人に応募したりハローワークの職業相談を利用したりするといった求職活動の実態がないケース、求職活動の結果、再就職できたにもかかわらず、その報告をしないで基本手当を受給し続けるというケースが大半を占めます。

そのため、ハローワークでは失業認定申告書に具体的な求職活動の内容を記載させたり、申告書に書かれた企業等に実際に応募があったかどうかの確認をとったりして、求職活動の実態を調査しています。

また、不正受給が発覚した場合には「2倍返し」「3倍返し」させる等の厳しいルールを設けることで、不正受給を抑止する効果をねらっています。

### ◆本人確認の徹底

さらに、基本手当の受給を申請するときには、離職票のほか、本人確認書類（運転免許証や写真付き住民基本台帳カード等）や本人名義の通帳等を持参して受給資格の決定を受けた後、受給説明会等を経て、指定した口座に給付が振り込まれることとなります。

この本人確認について、今年4月1日より雇用保険法施行規則が改正され、受給資格決定時だけでなく、受給資格決定後においても、本人確認書類の提出を求めることができることとされました。

## 「健康保険被扶養者資格」の再確認

### ◆健康保険の「被扶養者」とは？

協会けんぽホームページによれば、被扶養者の範囲は次の通りとされています。

1. 被保険者の直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と

同様の人を含む)、子、孫、弟妹で、主として被保険者に生計を維持されている人

2. 被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の(1)～(3)の人

(1) 被保険者の三親等以内の親族(1.に該当する人を除く)(2) 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子(3)(2)の配偶者が亡くなった後における父母および子

#### ◆被扶養者認定の留意点

ところが、上記の要件を満たさない者を被扶養者として申告してしまっていることにより、結果として本来保険給付を受けるべきでない人が保険給付を受けてしまい、被保険者の保険料負担増の一因となってしまうことがあります。

具体的には、生計維持関係のない両親等を被扶養者を含めていたり、共働き夫婦の夫と妻の両方が子どもを被扶養者として申告していたりする等です。

中には、社会保険の被扶養者要件と税法上の被扶養者要件とが違っている点がわからずに誤った申告をしてしまっているケースもありますので、注意が必要です。

#### ◆被扶養者資格の再確認の実施について

協会けんぽでは、5月末から7月末までの間、被扶養者資格の再確認を実施しており、今年度も5月末から順次、被扶養者のリストが事業主宛てに送られてきます。再確認の対象となるのは、被扶養者のうち、「2013年4月1日において18歳未満の被扶養者」と「2013年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者」を除く人です。

リストが送られてきたら(1)該当被扶養者が現在も健康保険の被扶養者の条件を満たしているか確認のうえ、被扶養者状況リスト(2枚目は事業主控)に必要な事項を記入し、事業主印を押し、(2)確認の結果、削除となる被扶養者については、同封の被扶養者調書兼異動届を記入し、該当被扶養者の被保険者証を添付し、(3)(1)および(2)を同封の返信用封筒にて提出します。すると、協会けんぽで確認のうえ年金事務所へ回送され、年金事務所では扶養者調書兼異動届の内容審査および削除処理が行われ、被扶養者(異動)届の「控」が事業主宛てに送られてくることとなります。不明な点があれば当事務所にご相談ください。

## 精神障害者の雇用義務付け法案

### ◆法定雇用率の引上げに続き、新たな法律改正へ

企業に義務付けられている障害者の法定雇用率(従業員に占める障害者の割合)が、4月より、従来の「1.8%」から「2.0%」へ引き上げられました。また、障害者の雇用状況の報告が義務付けられる企業規模も、現行の労働者数「56人以上」から「50人以上」へ変更となりました。そして、これに続き、「雇用の分野における障害者の差別の禁止」と「精神障害者の雇用義務付け」を主な内容とする法律案(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案)が今国会で議論されることになりました。

### ◆雇用義務付けの実施時期

法案では、差別に関係する部分は平成28(2016)年4月から、精神障害者の雇用義務付けに関係する部分は平成30(2018)年4月から施行することとされています。精神障害者の雇用が義務付けされると、この4月から上がった法定雇用率がさらに引き上げられることとなるでしょう。引上げ幅については、法律の施行から5年間は、実際の雇用状況等を勘案して緩和されたものになる可能性もあります。

なお、現在、精神障害者については、雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。

### ◆障害者雇用で業務改善

3年後や5年後というときまだまだ先のようにも感じられますが、社内の体制を変更するには十分な時間とも言い切れないと思います。

現在、障害者雇用率未達成の一定規模以上の企業は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて「障害者雇用納付金」(原則として、不足1人につき月額5万円)を納付しなければならないこととされています。現在、この制度の対象は、常時雇用する労働者が201人以上の企業ですが、平成27(2015)年4月からは「101人以上」の企業にまで拡大されることが決定しています。

障害者の雇用については、各種助成金や障害者派遣を行う企業なども利用して導入に成功している事例があります。そうした企業では、導入時に業務全体を見直したために業績が向上した例もあるそうですので、自社で導入できるかどうか検討することもよいでしょう。

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。今後、国がどのようなところに重きを置いて、企業を指導していく方針なのかを知ることができ、参考になります。

先日発表された平成25年4月～平成30年3月までの5年間の「第12次労働災害防止計画」をご紹介します。

**現状と課題** 労働災害による被災者数（平成23年：震災直接原因分除く）

- ・死亡者数：1,024人（過去最少）
- ・死傷者数：117,958人（2年連続増加、平成24年も増加）

- ※ 労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業では増加（特に社会福祉施設は過去10年で2倍以上）
- ※ 死亡災害も減少しているが、依然、建設業・製造業で過半数を占め、割合が高い



**計画の目標**

労働災害による死亡者の数を15%以上減少

労働災害による死傷者の数を15%以上減少

**「第12次労働災害防止計画」の重点**

**ポイント① 重点対策ごとに数値目標を設定**

労働災害全体の減少目標に加え、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開。

**ポイント② 第三次産業を最重点業種に位置づけ**

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」に対する集中的取組を実施。

**ポイント③ 死亡災害に対し重点を絞った取組を実施**

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業に対して、「墜落・転落災害」、「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組む。

重点対策には、近年増加している「メンタルヘルス」、「過重労働」に関するものも当然含まれています。

**メンタルヘルス対策⇒【目標】対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上**

- メンタルヘルス不調を予防するための職場改善手法を検討
- ストレスチェック等の取組を推進
- 事例集やモデルプログラムの作成により職場復帰支援を促進

**過重労働対策⇒【目標】週労働時間60時間以上の雇用者割合を30%以上減少**

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
- 休日・休暇の付与・取得を促進
- 時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進



健康診断の実施と事後措置については、最近、労基署の調査でも重点的にチェックされています。メンタルヘルス対策、過重労働対策について等、ご不安なことがありましたら、ぜひお気軽にお声掛けください。

**お仕事  
カレンダー**

- 5/10 ●一括有期事業開始届の提出（建設業）  
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 5/31 ●4月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付

- 5/31 ●自動車税の納付
- 3月決算法人の確定申告・9月決算法人の中間申告
- 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告
- 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付

あとがき◆当事務所より先月、南三陸町を訪問しました。がれきの片付け、建物の解体が進んでいますが、町の再生にはまだまだ長い時間がかかるのでしょうか。そんな中でも元気に仕事をする商店の皆さんを見ると元気が出ます。引き続き被災地を応援していきたいものです。